

「下請法」が改正され、令和8年(2026年)1月1日から「中小受託取引適正化法(通称:取適法)」として新たに施行されました。

2026年度 企業間取引に関する

無料弁護士出張相談会

開催のお知らせ



相談
無料

秘密
厳守



*対面相談を基本としますが、電話相談も対応予定です。ご相談下さい。

※まずは電話でご気軽に相談下さい。相談することで、気持ちが楽になり前向きになりました。との声多くあります。

当振興センターでは、「取引かけこみ寺」の相談員、登録弁護士が県内各地に赴き、中小企業・個人事業主・フリーランスの方からの「企業間取引に関する相談・紛争」に対し、適切な助言・アドバイスを行う「出張相談会」を開催します。この機会に是非ご参加下さい。相談は、業種を問いませんので、お気軽にご相談下さい。(相談費用は無料です。事前予約制)

また、当振興センターに「取引かけこみ寺」を設置し、中小企業の皆様が抱える取引に関する様々な悩み、相談に親身になって対応します。また、紛争解決の迅速・簡便な手段として「裁判外紛争解決手続(ADR)」（調停人による調停手続き）のご紹介を行っておりますので、ご活用下さい。ご相談内容の守秘義務は万全を期しております。

例えばこのような相談が寄せられています

■支払遅延、代金減額

- ・作業完了後に請求書を送るが代金を支払ってくれない。
- ・元請けからの支払いが遅れているので待って欲しいと言うが、既に元請け側からは支払済である。
- ・追加工事代金を請求額通りに支払ってくれない。
- ・振込手数料を差し引いて支払があります。

■注文書の発行が無い

- ・時間が無いからの理由でいつも口頭発注です。

■親企業(発注者)に都合の良い契約内容になっている。

- ・解約したいがなかなかできません。
- ・解約時には3ヶ月前に通知、違約金記載。

■お客さんからキャンセルされたので、部品が必要なくなったと言って返品された。

■買ったたき

- ・原材料・経費高騰につき値上げのお願いをしても話し合いにも応じてくれない。
- ・市場価格に比べ著しく低い代金で発注あり

■長年取引をしていた発注元から突然取引を停止された。

■発注元から棚卸し作業を手伝う様に要請された。

■悪質商法

- ・WEB求人広告サイト3週間無料の案内があったのでお願いした。自動的に契約が更新となって掲載料の請求が届いた。
- ・集客増・売上増についてスマホで会議に誘われて説明を受けたが契約が成立したことになり断ると違約金を求めてきます。

■過重債務問題(債務返済、会社整理等)に関する相談

①開催時期及び開催場所 ※詳細裏面記載

②主催 公益財団法人 福岡県中小企業振興センター

③相談対応 取引かけこみ寺「登録の弁護士」・「相談員」

④対象企業 業種を問わず、福岡県内の中小企業・個人事業主・フリーランスの方

⑤相談時間 各会場 午前 10時～・11時～
午後 13時～・14時～・15時～

⑥相談内容 企業間取引に関する相談・紛争

⑦定員 各会場5社まで(事前予約制)

⑧申込期限 各会場開催日の2日前(定員になり次第締め切ります)

⑨相談会参加の場合

当日、取引に関する資料をご持参下さい。
相手方との交渉で、あなたの主張を証明・裏付ける大切なものとなるだけでなく、相談する弁護士の判断材料となります。口約束の場合や書類等が無い場合でも相談できますので、安心してご参加下さい。

⑩当日の相談会スケジュール

相談指定時間は、各会場開催日の2日前までにお知らせいたします。

お問い合わせ先

公益財団法人 福岡県中小企業振興センター

〒812-0046 福岡市博多区吉塚本町9-15 福岡県中小企業振興センタービル6階

取引かけこみ寺直通: 092-260-6017 FAX: 092-624-3300

ホームページ: <https://www.zenkyo.or.jp/kakekomi/>

Eメール: info@joho-fukuoka.or.jp 情報取引推進課: 092-622-6680



「取引かけこみ寺」事業は、
中小企業庁からの委託事業です。

経営支援部情報取引推進課 担当: 竹田 取引かけこみ寺 相談員: 古賀、富野

フリーダイヤル: 0120-418-618

「取引かけこみ寺」に
直接つながります。